

中小企業等経営強化法に基づく税制措置及び生産性向上特別措置法に基づく税制措置について

1. はじめに

中小企業者等（設備設置者、設備ユーザー）の設備投資を支援し、労働生産性の向上を図ることを目的として、平成 29 年度税制改正により、「中小企業等経営強化法に基づく税制措置」が創設され、2017 年 4 月 1 日より施行され、運用中であります。

さらに、平成 30 年度税制改正により、「生産性向上特別措置法に基づく税制措置」が創設され、2018 年 6 月 6 日より施行されました。

一般社団法人日本内燃力発電設備協会（以下、「内発協」という。）は、2つの税制措置に対して生産性向上を示す証明書の発行をすることとしております。

今回、これらの税制措置で使用する生産性向上を示す証明書（経済産業省様式 1）が、「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」（以下、「証明書」という。）と共通化されましたので、税制措置の内容と証明書の発行について改めて通知いたします。

2. 両税制措置の概要

両税制措置は、中小企業者等が①適用期間内に国や市町村から設備導入計画の認定を受け、②新モデルの設備を新規取得した場合に③税制措置が受けられるものです。

「中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要」

税制措置の種類	固定資産税の特例	中小企業経営強化税制（法人税の特例）
①適用期間	2017 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日	
②新モデルの設備	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上の設備 一定期間内に販売されたモデル 	
③税制措置	固定資産税(地方税)が 1/2 に減税	法人税(国税)について、 設備の即時償却または取得額の税額控除 7～10%

「生産性向上特別措置法に基づく税制措置の概要」

税制措置の種類	固定資産税の特例
①適用期間	2018 年 6 月 6 日～2021 年 3 月 31 日
②新モデルの設備	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上の設備 一定期間内に販売されたモデル
③税制措置	固定資産税(地方税)が全額～1/2 に減税

* 各税制措置の詳細な情報は、以下の URL を参照してください。

経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

3. 内発協の対応

内発協は、対象資産区分「内燃力またはガスタービン発電設備」（建物付属設備）について生産性向上を示す証明書発行団体として経済産業省に登録しており、以下の条件を満たす設備について証明書の発行を行います。

(1) 生産性向上の判断指標

- ・ 発電効率について新モデルが旧モデルに対して発電効率が年平均 1%以上向上していること
- ・ 新モデルが発売開始から 14 年以内であること

(2) 内発協が生産性向上の証明を行う対象設備

最低取得価格 60 万円以上の常用及び常用防災兼用発電設備認証品とします。

なお、内発協認証品以外のコージェネレーションパッケージについての生産性向上の証明は「一般財団法人コージェネレーション高度利用センター」が実施する予定です。

3. 証明書発行申請手順

中小企業者等が証明書の発行を希望する場合、対象設備の認証取得者経由で内発協に依頼を行ってください。証明書発行の依頼があった場合、当該認証取得者は証明書発行申請書に所定の必要資料を添付して証明手数料（内発協の定めた金額 5,000 円〔税別〕）を納付し申請してください。

申請に必要な書類	
①	証明書発行申請書（内発協様式）
②	中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」（経済産業省様式1）
③	チェックリスト（経済産業省様式2）
④	生産性向上証明に関する説明書（各社で作成のこと）
⑤	工事完了報告書の写し（申請時に未設置の場合は、設置後提出のこと）

詳細は、下記の「証明書に係る手続きスキーム図」を参照してください。

4. 本証明書に関する留意事項

本証明書は、対象設備の生産性向上を証明するもので、1枚で「中小企業等経営強化法の経営力向上設備としての証明書」、「生産性向上特別措置法の先端設備等としての証明書」として使用できます。

なお、税制措置適用を受けるためには、さらに国や市町村から設備導入計画の認定を受けることなどの要件を満たす必要がございますので、ご注意ください。

5. 関係省庁及び証明書発行に関するお問い合わせ

関係省庁：経済産業 中小企業庁 財務課 TEL:03-3501-5803

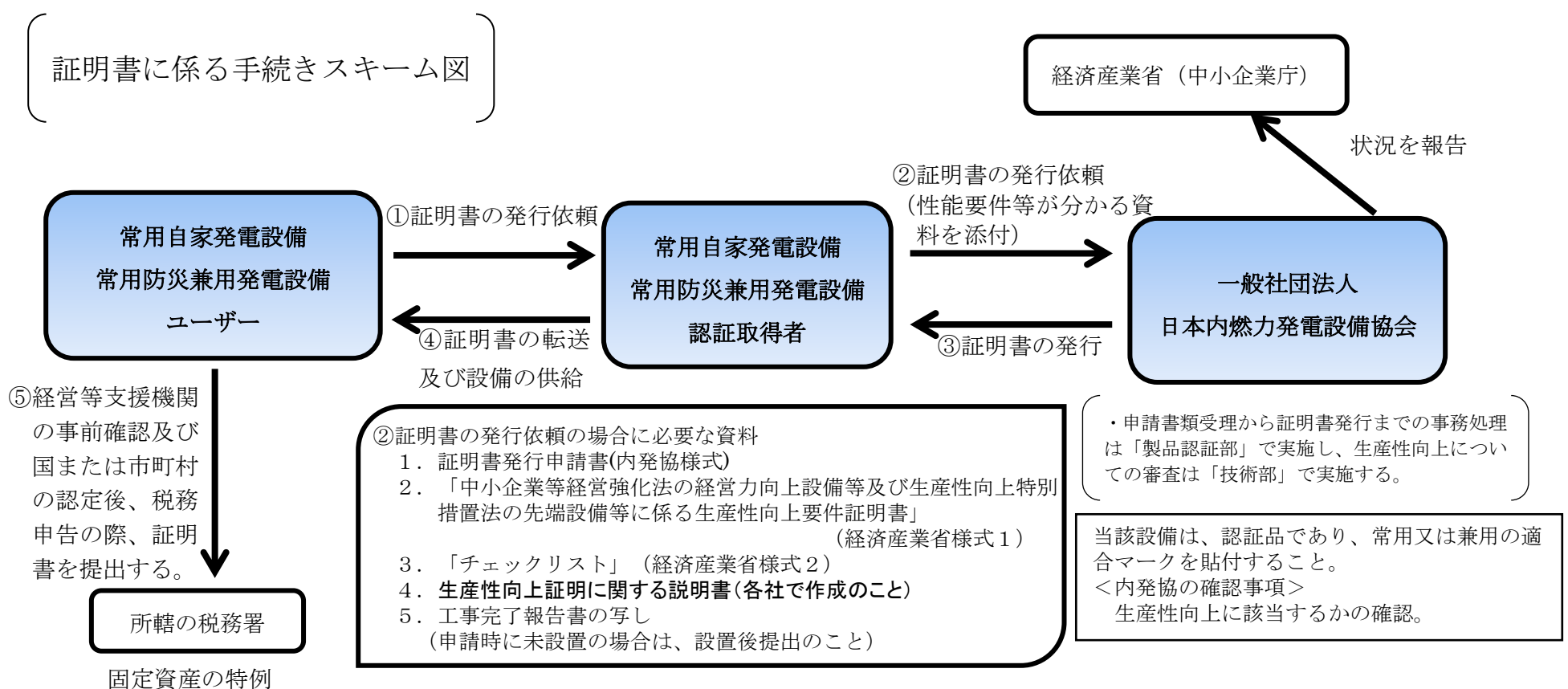
証明書発行に関するお問い合わせ：

一般社団法人日本内燃力発電設備協会 製品認証部 河野

TEL:03-5439-4391

FAX:03-5439-4393

E-mail: kawano@nega.or.jp



生産性向上要件証明書 発行申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本内燃力発電設備協会
 会長 今永 隆 殿

(申請者) 住 所 _____
 名 称 _____
 所属・役職 _____
 氏 名 _____ (印)

下記認証品における発電効率向上の証明の審査を受けたいので関係書類、証明書申請手数料の振り込み受領書を添えて次のとおり申請します。

生産性効率	発電効率向上		
認証取得者			
認証事業所住所			
認 証 品 (適合マークを貼付するもの)	対象品目	<input type="checkbox"/> 常用自家発電装置 <input type="checkbox"/> 常用防災兼用発電装置	
	認証形式番号	シリーズ番号	
	メーカー型式	製造番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> ①経済産業省様式1「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」 <input type="checkbox"/> ②経済産業省様式2「チェックリスト」 <input type="checkbox"/> ③生産性向上の説明書（各社で作成） <input type="checkbox"/> ④工事完了報告書の写し（認証品設置後に客先引き渡し完了した趣旨の報告書。ただし、申請時に未設置の場合は設置後提出のこと。）		
※協会受付印	記 事		

(注) 1. ※印の内は、記入しないこと。

(一社) ●●●●工業会指定用紙	
整 理 番 号	
① ソフトウェア以外の場合	<input type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に
係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 年度(注2) ② - ① = 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否			1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒

東京都●●区

一般社団法人●●工業会

会長 ●● ●● 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称 _____

製造事業者等の所在地 _____

代表者氏名: _____ 印

(担当者氏名: _____)

(所 属: _____)

(担当者連絡先(電話番号): _____)

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。
これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。
詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具など))と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④ 中小企業経営強化税制(国税)に関する注意：
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外、データセンター業を行う事業者は電子計算機が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合(映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等)は本税制の対象となりません。
- ⑤ 固定資産税の措置に関する注意：
(1)経営力向上計画に係る固定資産税の特例については、対象となる工具・器具備品・建物附属設備が、一部の地域(7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府)に所在する場合、対象業種に限定があります。
※固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>
(2)先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例については、市区町村によって対象となる設備や業種、特例率などが異なることがありますので、詳細については中小企業庁又は所在する市区町村にお問い合わせください。
- ⑥ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件(取得価額や指定事業等)を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考>税制措置の対象設備について

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て(※3)	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※1)	全て(※4)	60万円以上	14年以内
ソフトウェア(※2)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※2 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

※3 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※4 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。
 証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行ってください。

【チェックリスト】

		設備メーカー（製造事業者）記入欄	証明者 チェック欄
該 当 要 件	販売開始要件の確認	1. 該当 2. 非該当 販売開始年月： 年 月 ①販売開始年度： 年度（※1） 取得等をする年月： 年 月 ②取得日を含む年： 年度（※1） ②-①= 年 が一定期間（※2）の要件内	
	生産性向上に該当するか	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> （*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率 *以下に具体的に記入する 2. 精 度 *以下に具体的に記入する 3. エネルギー効率 *以下に具体的に記入する 4. その他 *以下に具体的に記入する <指標数値>※比較する指標の数値・単位を記入する ○一代前モデル： （販売開始年度）（ ） ○当該モデル： <生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する 年平均： %	
該当要件への当非		1. 該当 2. 非該当	

- （※1）販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。
 なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
 （※2）一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内
 （※3）新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。
 比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
 比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。